

尼崎市放課後居場所緊急対策事業運営業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和8年5月

尼崎市

こども青少年局 保育児童部 児童課

本要項は、尼崎市放課後居場所緊急対策事業における業務委託の契約候補者を選定するに当たり、公募型プロポーザルを実施することで、本業務の趣旨を深く理解し、適正な運営内容や実施体制等について計画性及び理解度を有し、安定かつ安全に業務を遂行できる最適な事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

本市では、近年、児童ホーム入所希望者の急増に伴い、待機児童への対応が喫緊の課題となっている。本業務は、利用ニーズが高い夏季休業期間中の緊急的な対策として、待機児童の安全・安心な居場所を確保し、保護者の就労維持と子育て世帯の負担軽減を図るものである。

2 業務名（件名）

尼崎市放課後居場所緊急対策事業運営業務委託（以下「本業務」という。）

3 業務内容

「尼崎市放課後居場所緊急対策事業運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和8年8月28日まで

5 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、応募するブロック数（仕様書に定める実施場所（ブロック1～ブロック3））に応じて次のとおりとする。

- (1) 全てのブロック（計3ブロック・12校）で実施する場合
40,620,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 2つのブロック（計2ブロック・8校）で実施する場合
27,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 1つのブロック（計1ブロック・4校）で実施する場合
13,540,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格

本業務の実施に必要な能力を有する法人又はその他の団体で、参加表明書及び提案書類の提出日現在、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号に該当しないこと。
- (2) 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は名簿に登録されていない場合は、次に掲げる書類を添えて参加表明書及び提案書類と合わせて提出することができる者。
 - ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書
 - イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表

- (3) 本市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 法令等に違反していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (8) 代表者又は役員に、破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び第3条に基づく暴力団若しくは指定暴力団でないこと又は代表者がそれらの構成員でないこと。また、代表者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第7項に基づく暴力団密接関係者でないこと。
- (10) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税並びに市町村民税等を滞納していないこと。また、代表者がこれらの税金を滞納していないこと。

7 参加表明書及び提案書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書及び提案様式（様式1号、様式1―2号）

イ 誓約書（事前確認分）（様式2号）

※ P（プライバシー）マーク又はI SMS認証等を取得していることが分かる書類の提出があれば誓約書（事前確認分）の提出を省略しても差し支えないものとする。

ウ 会社・団体等の概要（任意様式）

※ 競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、「6 参加資格」の「(2) ア及びイ」に掲げる書類を添付すること。

エ 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税並びに市町村民税に係る納税証明書（写し可）

※ 書類提出日の3か月以内に発行されたものであること。

オ 他都市での類似業務の受託実績（任意様式）

※ 類似業務の実績が無ければ添付は不要とする。

カ 見積書（様式3―1号、様式3―2号、様式3―3号）

※ 消費税及び地方消費税を含めた総額を記載すること。

※ 次の①～③に基づき、見積書（様式3―1号～様式3―3号）を提出すること。

① 全てのブロックで実施する場合（様式3―1号、様式3―2号、様式3―3号）

② 2つのブロックで実施する場合（様式3―1号、様式3―2号）

③ 1つのブロックで実施する場合（様式3―1号）

キ 見積もりの内訳が分かる書類（任意様式）

ク 実施体制が分かるシフト表など（任意様式）

※ 配置する人員等は契約後に資格や経歴等が分かる書類の提出を求めるため、応募時の書類に実名等が記載されていなくても差し支えないものとする。

(2) 提出部数

8部（原本1部、副本7部）

※ 原本及び副本はいずれも紙ベース（A4版片面刷り・左綴じ）でファイリングして提出すること（ファイルの材質等は問わないが、インデックスを付けること）。

※ 提出書類は如何なる場合であっても返却はしないものとする。

(3) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時まで

※ 提出期限を過ぎてからの書類提出（追加提出を含む。）や書類の差し替え等は認めない。ただし、本市が提案内容等を確認する上で必要と認めた場合は、補足資料等について追加提出を求めることがある。

(4) 提出方法

持参又は郵送のみ

※ 持参の場合、受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする（ただし、土曜日・日曜日を除く）。

※ 郵送の場合、受付締切日必着とする。

(5) 提出場所

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 北館2階

尼崎市 こども青少年局 保育児童部 児童課 [担当者：山田・吉松]

8 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

ア 質問票（様式4号）に質問事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールの件名は「(事業者名) 尼崎市放課後居場所緊急対策事業運営業務委託に係る公募型プロポーザルの質問について」とすること。

(2) 質問期限

令和8年5月26日（火）午後5時まで（必着）

(3) 質問票提出先

電子メールアドレス：ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市 こども青少年局 保育児童部 児童課 [担当者：山田・吉松]

(4) 質問への回答

準備が整い次第、尼崎市ホームページ（ページ番号：1043460）へ掲載する。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/zigyousya/co_bosyu/1043460.html

9 応募辞退

「7 参加表明書及び提案書類」の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式5号）を提出すること。

10 プレゼンテーション審査

「7 参加表明書及び提案書類」で提出された書類を基に、「6 参加資格」を満たす全ての事業者に対し、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

なお、審査に当たっては「尼崎市放課後居場所緊急対策事業業務委託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）において、提案書類の内容と合わせて総合的に審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査実施予定日等

実施日：令和8年6月9日（火）

実施場所：尼崎市役所内

※ 場所等の詳細は、審査の対象となるすべての事業者へ別途、電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション時間

1事業者当たり約30～40分

（提案内容の説明：10～15分程度、質疑応答：20～25分程度）

(3) プレゼンテーションの方法

提案書類に基づいて説明を行うこと。また、説明する者は2名までとする。（プレゼンテーション会場への入室は4名までとし、質疑応答のみ4名以内で対応可とする。）

※ プロジェクターを使用して説明することを希望する場合は、本市がプロジェクター及びスクリーンを準備するため、提案書類提出時にその旨を申し出ること。（PCは事業者において準備すること。）

(4) 審査基準

下記の項目を審査基準として採点する。また、採点方法は審査項目ごとに5段階評価（A～E）を付け、点数を算出するものとし、E評価が1つでもついた場合は失格とする。

審査項目	評価の視点	配点
理解度	本業務の目的等を正しく理解した上での提案となっているか。また、類似業務や同種業務の受託実績があるか。	15点
運営内容	児童の嗜好を踏まえた多様な遊び等の用具を提供するほか、見守りを行うスタッフも積極的に児童と交流するなど、児童が長時間過ごすことができるよう工夫された運営内容の提案となっているか。	15点
計画性	人員確保のスケジュールやシフト調整など夏季休業期間中に確実に子どもの居場所を提供できる計画が立てられているか。	20点
実施体制	本業務を安定的かつ安全に実施するために相応しいスタッフを実施場所ごとに2名以上配置できるか。	15点
安全管理・リスク対応	子どもの居場所を提供するに当たり、リスクへの備えやトラブル発生時に適切に対応できる体制整備やスタッフへの研修等の必要な措置を講じているか。	15点
サービスの向上	サービスの向上（児童が楽しく安全に過ごすための工夫や、保護者の安心・利便性を高めるサービス等）につながる独自提案が含まれているか。また、その内容が優れているか。	10点
提案金額	提案金額の内容によって段階的に評価を行う。	10点

- ※ 応募事業者が市内事業者又は準市内事業者の場合、次のとおり加点を行う。
- ア 市内事業者の場合 上記の審査基準に基づき採点された得点の10%を加点する。
 - イ 準市内事業者の場合 上記の審査基準に基づき採点された得点の5%を加点する。
- また、上記に加えて、新たに市内在住者を雇用して、事業を実施する場合は次のとおり加点を行う。
- ウ 市内在住者を雇用の場合 上記の審査基準に基づき採点された得点の5%を加点する。

(5) 選定方法

上記「(4) 審査基準」に基づき採点された得点（加点を含む。）について、実施場所（ブロック1、ブロック2、ブロック3）ごとに順位を付け、最高得点の事業者（得点が一定の基準を上回っていることが要件）を契約候補者として選定する。ただし、最高得点を得た事業者が複数あった場合は、選定会議において協議の上、選定する。

また、参加表明書に記載する優先順位に基づき、得点順に契約候補者を選定するが、いずれの事業者も優先順位を1位とされていないブロックがあった場合には、優先順位を高くしている事業者の中から得点順に契約候補者として選定する。

(6) 審査結果

プレゼンテーション審査後、準備が整い次第、電子メールで通知する。

※ 審査経過については公表しない。また、審査結果に係る異議申し立てについては受け付けない。

11 契約の締結

(1) 契約候補者を選定後、本市と契約候補者において契約に必要な事項（業務内容、履行方法及び支払方法等）について協議を行い、本市が作成する契約書にて契約を締結する。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、選定において得点順位の高かった事業者から順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。

イ 契約締結時までに契約候補者が「6 参加資格」を満たしていないことが判明したとき。

ウ 契約に必要な事項の協議が不調に終わったとき。

エ その他やむを得ない事情により契約に至らないとき。

(3) 契約相手方は、本市と契約するに当たり、尼崎市財務規則（昭和39年尼崎市規則第24号）に基づいて契約保証金の納付等を行うこと。

(4) 契約相手方は、本市と契約するに当たり、改めて提案書類と同様の内容の見積書を提出すること。

12 実施スケジュール

日 程	内 容
令和8年5月19日（火）から	募集要項・仕様書等の公開、参加表明書及び提案書類受付開始、質問受付開始
令和8年5月26日（火）午後5時まで	質問受付締切
令和8年6月 5日（金）午後5時まで	参加表明書及び提案書類受付締切
令和8年6月 9日（火）（予定）	プレゼンテーション審査
令和8年6月11日（木）（予定）	選定結果通知
令和8年6月30日（火）（予定）	契約締結

13 その他留意事項

- (1) 本業務の応募提案に係る経費や要する費用は、すべて応募する事業者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び提案書類の提出期限を過ぎた後は、実施場所の変更（ブロックの減少又は追加）は認めない。ただし、本市が必要と認める場合はこの限りでない。
- (3) 参加表明書及び提案書類は審査以外の目的には使用しないが、選定された事業者名等は公開の対象となる。また、選定されなかった場合は原則非公開とするが、尼崎市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）その他の法令で規定があるときは、当該規定を優先するものとする。
- (4) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (5) 審査結果に関し、異議申し立ては受け付けない。
- (6) 提案書類の作成過程等において尼崎市独自の情報等を入手した場合は、当該情報は適正に管理するとともに、漏えいや不正使用をしてはならない。
- (7) 提案書類の著作権は、応募した事業者に帰属するが、公表その他本市が必要と認めるときは、本市はこれを無断で使用できるものとする。
- (8) 社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、本業務の内容の変更又は中止する場合がある。この場合に事業者に対し、本市は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 事業者は、尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例（令和2年尼崎市条例第3号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、かつ、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。
- (10) 次のいずれかに該当するときは、本業務に係る応募提案を無効とする。
 - ア 参加表明書及び提案書類の提出方法、提出先及び提出期限が当該要項の指示と異なるとき。
 - イ 参加表明書及び提案書類の提出期限後に見積書の見積金額を訂正したとき。
 - ウ プレゼンテーション審査に出席しなかったとき。
 - エ 虚偽の申請等により参加資格を満たしていないことが判明したとき。
 - オ 選定結果に影響を与える不誠実な行為を行ったとき。
 - カ 見積書の金額が提案上限額を超過しているとき。

14 問い合わせ先

尼崎市 こども青少年局 保育児童部 児童課 [担当者：山田・吉松]

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 北館2階

電 話 06-6489-6937

FAX 06-6489-6938

電子メールアドレス：ama-jido@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上